様式例 1-1（法34 条の16 の3）［監査法人用（登録上場会社等監査人の場合）］

業務及び財産の状況に関する説明書類

第１７期 ２０２４年３月１日から　２０２５年２月２８日まで

2025 年４月 30 日作成（公衆縦覧の開始日）
監査法人名 普賢監査法人
所　在　地　東京都千代田区神田錦町１丁目２３番
代　表　者　佐藤　功一

一．業務の概況

１．監査法人の目的及び沿革

財務書類の監査又は証明の業務を目的とし、2008年３月に東京都港区を主たる事務所として設立いたしました。2021年９月に、主たる事務所を東京都千代田区に移転しております。2022年４月に財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案、又は財務に関する相談に応ずる業務を目的に加え、2024年7月に上場会社等監査人名簿に登録され、現在に至っております。

２．無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれかであるかの別

当法人は、無限責任監査法人であります。

３．業務の内容

（１）業務概要

財務書類の監査又は証明業務を行っており、第17期（2025年２月期）の監査収入は325,010千円となりました。非監査業務収入はありません。

（２）新たに開始した業務その他の重要な事項

該当ありません。

（３）監査証明業務の状況

※ 2025年２月28日現在
（会計年度末日）

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	7	7
② 金商法監査	―	―
③ 会社法監査	2	―
④ 学校法人監査	1	―
⑤ 労働組合監査	2	―
⑥ その他の法定監査	4	―
⑦ その他の任意監査	1	―
計	17	7

（４）非監査証明業務の状況

区分	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
非監査証明業務	-	-

４．業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

（１）業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当監査法人は、会計監査及び会計サービスを通じて、世界経済の持続的な発展と公正公平な社会の実現に寄与し、常に社会から必要とされる存在であり続けることを経営理念としております。また、以下の七つの行動指針を定めております。

1. 私たちは、常に正直であり、自らの職責に対して誠実に行動します。
2. 私たちは、職業倫理を重んじ、法令と諸規則を遵守します。
3. 私たちは、自己研鑽を怠らず、職業専門家としての能力の維持向上に努めます。
4. 私たちは、プロフェッショナルとしての誇りを保持し、公認会計士の社会的地位のさらなる向上を目指します。
5. 私たちは、同僚を尊重し、助け合い、いかなる困難にもチーム一丸となって対処します。

6. 私たちは、想像力と好奇心を持ち続け、チャレンジすることを恐れません。
7. 私たちは、監査の社会的信頼を守るために、監査の品質管理を業務上の最重要事項と位置付けます。

② 経営管理に関する措置

当監査法人は、経営の基本方針、経営管理、法令遵守に関する重要な事項に関しては、社員会での合議により決定しております。

また、日常の業務執行の体制として、最高経営責任者である総括代表社員の下に、業務執行社員、審査担当者、監査業務の定期的な検証を行う担当者、品質管理担当者（品質管理のシステムの監視を行う責任者を兼務）を置く体制をとっております。

なお、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）に従って、評議員を設置しております。

③ 法令遵守に関する措置

当監査法人は、品質管理規程で定めた職業倫理の遵守及び独立性の保持に関する方針及び手続の遵守を専門要員に義務付けております。これらについては、法人イントラネット及び法人集合研修の場において、法令順守の重要性について全ての構成員に対して経営層からのメッセージを随時発信しております。

また、コンプライアンスに関する諸規程を整備しており、違反者に対しては懲戒を含む厳格な処分を行うこととしております。なお、独立性及びインサイダー取引規制については、これら諸規程を反映させたチェックリストに基づき利害関係調査を定期及び随時実施し、全ての構成員から宣誓書を入手しております。

併せて、法人内部及び外部に通報窓口を設けており、法令違反等についての情報収集が可能な体制を整備運用しております。

大会社等の監査業務については、監査業務の主要な担当者に対して倫理規則等で定める一定期間（７会計期間）のローテーションを義務付けております。

大会社等以外の監査業務については、監査業務の主要な担当者が長期間継続して同一の監査業務に従事している場合、監査業務の目的や内容（公共性の程度等）及び業務執行社員が同一の監査業務に従事している期間等を考慮し、独立性に対する脅威について適切な措置を講じる必要性があるかどうかを検討しております。

④ その他

監査業務の契約の締結及び更新に際しては、関与先の誠実性、当監査法人の規模及び組織、専門要員の能力や経験等を勘案し、適切な監査業務を実施するための方針及び手続きを定めております。

専門要員を採用する場合には、採用予定者と直接面接を行い、業務を実施するのに十分な知識と経験を有していることを確認するとともに、諸法令や倫理規則及び品質管理規程を遵守し、業務を積極的に行う意欲のある者であることを確認の上で採用しております。

監査業務の質的水準の維持・向上を図ることを目的として、当監査法人の構成員に、当監査法人が開催する集合研修の受講を義務づけるほか、公認会計士協会等が主催する外部研修に積極的に受講することを奨励しております。また、日常業務における監督・指導により専門要員の監査スキルの向上を図っております。なお、全ての公認会計士である社員職員の CPD 履修結果について研修を担当する社員が管理し、日本公認会計士協会の継続的専門研修制度で定められている必要な単位数を満たしていることを確かめております。

専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理（独立性を含む。）を遵守することを正当に評価し、十分にこれに報いるため、社員会において専門要員の評価を行い、報酬及び昇進を決定しております。

業務執行社員は、その職責を果たすのに適切な能力、適性、経験、独立性及び権限を保持し、十分な時間を確保できるかを検討し、社員会において選任します。

業務執行社員は、職業的専門家としての基準及び法令等に従って監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行することを可能にするために必要とされる能力、適性、経験及び独立性を保持し、十分な時間を確保できる適切な補助者をそれぞれの監査業務に選任します。

（２）上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

品質管理に主として従事する公認会計士を２名選任しており、そのうち１名を品質管理責任者としております。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

主として従事する公認会計士が担当している監査業務に関する品質管理

の業務は、他の主として従事する公認会計士が実施することにより、独立性を確保しております。主として従事する公認会計士は実施した品質管理の業務の結果を定期的に社員会に報告しております。また、主として従事する公認会計士については、品質管理業務に必要な時間を確保しており、品質管理業務にかかる適切な職務分担を行っております。

（３）業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日（会計年度中の一定の日）

2025年２月28日

② 業務の品質の管理の目的

監査事務所及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施し、監査事務所又は監査責任者が適切な監査報告書を発行するために、品質管理システムを整備し運用しております。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア．業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

品質管理規程で定めた職業倫理の遵守及び独立性の保持に関する方針及び手続の遵守を専門要員に義務付けており、これら規程等を反映させたチェックリストに基づき利害関係調査を定期的及び必要に応じて随時実施しております。また、職業倫理に関する研修を法人所管研修で実施することで、専門要員の職業倫理順守の意識付けを図っております。

イ．業務に係る契約の締結及び更新

監査業務の契約の締結及び更新に際しては、受嘱するに必要な適性及び能力の有無、職業倫理を遵守できるかどうか、及び関与先の誠実性等について総合的な検討が求められており、品質管理規程に基づき、監査責任者（予定者）は契約審査資料の作成及び受審が求められております。また、契約可否の最終的な意思決定は社員会決議によることが、社員会規程に定められております。

ウ．業務を担当する社員その他の者の選任

業務を担当する社員の選任については、社員の経験及び能力を勘案し、適格性の検討を行った上で、社員会の決議によって決定しております。

補助者の選任については、専門要員の経験や能力を勘案し、業務の継続性を

考慮して決定しております。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ｱ)社員の報酬の決定に関する事項

前年度の人事評価の結果を勘案し、代表社員で構成される報酬委員会での討議の上で決定しております。

(ｲ)社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

品質管理部は、年間の研修計画を策定しており、全ての専門要員は、この研修計画に基づき定期的に実施される法人所管研修を受講すること、また公認会計士協会が主催するeラーニングのうち当法人品質管理部において、専門要員の履修が必要であると定めた研修を受講することが義務付けられております。

専門要員の法人指定研修の履修状況やCPDの達成状況は随時、適時に確認する仕組みを整えており、義務不履行者や不正な履行を行った場合には、懲戒処分を含めた厳格な対応をすることが法人規程により定められております。

(ｳ)その他

当法人行動指針に基づき、人材開発の観点から専門要員による資格取得や研修参加、書籍の購読等を奨励しております。また、財務会計基準機構等の会計及び監査に関する諸団体に法人として入会しておりますが、これは情報収集や専門要員のレベルアップに寄与するものであります。

今後は、個人が獲得した知識や情報を、法人イントラネット等を活用し、法人内で共有する仕組みの整備を計画しており、これにより、法人全体のレベルアップが一層図られるものと考えております。

オ. 業務の実施及びその審査

(ｱ)専門的な見解の問合せ

専門的見解の問合せの実施が必要となる具体的な事案を含む、専門的な見解の問合せの実施に関する方針及び手続については監査の品質管理規程及び専門的な見解に関する細則において規定しております。本細則においては、会計（会計不正含む）と法務（違法行為など）に関する問合せ先について、具体的な問合せ先を定めております。

また、専門的な見解の問合せを行う際の業務フロー及び専門的な見

解の問合せを検討すべきケースについても規定しております。これには、専門的な見解を要する事案を具体的に例示するとともに専門的な見解の問合せ事案に関するガイドラインを設け、問合せ事案に関する質的、量的基準を示しております。

なお、問合せ先の能力及び適性については、当該問合せ先が当該事案を問い合わせるについて必要な経験や見識を有しているか及び独立性等に問題がないかを事前に検討すべきことが定められております。

(ｲ)監査上の判断の相違の解決

品質管理規程において、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を規定しております。監査責任者、又は品質管理責任者、あるいはその両者は、監査業務の過程において、監査上の判断の相違が生じた場合、解決のための適切な処置を行うことが求められておりますが、これには当監査法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行うことが含まれます。

(ｳ)監査証明業務に係る審査

品質管理規程及び審査規程は審査に関する方針及び手続を規定しております。審査規程は、審査の内容、実施時期及び範囲、審査担当者の適格性、審査担当者の客観性、審査の記録及び保存、及び審査を実施しない場合についての詳細な定めを設けております。

なお、報酬依存度が高い監査業務については、外部の公認会計士による審査を行うこととしております。

(ｴ)監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

品質管理規程及び紙面調書管理規程において、紙面監査調書の不適切な変更を防止するための諸手続を定めております。最終的な整理が完了した紙面監査調書は、適時に監査チームから切り離され、品質管理部の管理下に置くことで不適切な変更を防止しております。

また、監査ファイルの電子化については、進行年度の上場会社の監査業務より順次導入を進めております。電子化された監査調書は、変更や修正ができない状態で品質管理部の管理下に置かれることで紙面監査調書と同様に不適切な変更ができないようになっております。

(ｵ)その他

当法人監査マニュアルを整備し、また、重要な監査調書のフォームを標準化することによって、個別の監査業務において法人として要求される監査品質を一定水準以上に維持されるよう努めております。

監査チーム内においては、チームミーティングや担当者間のコミュニケーションを積極的に行うことで情報共有を行うとともに、監査上の重要な判断については、チーム内討議を踏まえて慎重に行うことを徹底しております。

カ．業務に関する情報の収集及び伝達

専門要員への監査品質重視の風土の浸透度合いを確認するために、マネジメントから定期的な職員アンケートを実施し、結果を社員会に報告し、今後の取り組みについて議論を行っております。

社員会での重要な決定事項を含め、マネジメントの考え等については、各監査現場でのコミュニケーションにおいて伝達しており、特に監査品質を重視するマネジメントの考えや会計や監査に関するトピックについては、法人掲示板及び法人ホームページに掲示することで浸透を図っております。また、法人所管研修の場においても、メッセージの発信を行っております。

キ．前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

前任監査人がいる場合、監査チームは監査基準及び法人の規程に従って監査業務の引継を実施し、監査責任者は引継の状況を品質管理部に報告しております。

当法人が前任監査人となる場合、後任監査人に対して監査基準及び法人の規程に従って適切に業務の引継を実施しております。

ク．アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人は、品質管理に関する説明責任を含む最終的な責任を、総括代表社員が担っております。また、品質管理システムの整備及び運用に関する責任を品質管理部長が担っております。

ケ．アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は、品質管理システムの目的を達成するために必要と定めた品質目標を設定し、その品質目標の達成を阻害し得るリスクとして、品質

管理リスクの識別と評価を行っています。識別及び評価した品質リスクに対処するための対応を整備し、運用しております。また、品質目標、品質リスク及び品質リスクに対処するための対応について、定期的に見直しを行っております。

コ．アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当監査法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理の監視に関する方針及び手続を定めております。これに基づき品質管理システムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施し、その結果を社員会に報告することとしております。報告結果は、社員会で討議され、品質管理責任者、監査責任者或いはその両者は、適切な対応計画を立案し、社員会に報告の上で実行します。

④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

当法人における品質管理システムに関する最高責任者は、最高経営責任者である総括代表社員であります。そして、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者である品質管理部長とモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者が選任されております。モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者は、個別の監査業務の責任者を兼務することがなく、独立性を保持したうえでその職務を行います。

品質管理部長及びモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者は、当法人の社員であって、その能力と経験等から適任であるものを社員会決議において選任することが社員会規程により定められております。

業務の品質管理の方針については、品質管理部により品質管理活動計画が立案され、社員会で討議の上で、年間の品質管理活動方針が決定されます。

⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当ありません。

（４）公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人の社員は、全員公認会計士であり、特段の措置は講じておりません。

（５）直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の９の２第１項（品質管理レビュー）を受けた年月

2023 年 10 月

（６）業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

総括代表社員は当該措置が適正であることを確認しております。

５．公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は監査法人の氏名又は名称

該当事項はありません。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

６．外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項はありません。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 当該業務上の提携の内容

該当ありません。

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項はありません。

二．社員の概況

１．社員の数

公認会計士	特定社員	合計
６人	－	６人

２．重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	経営に関する重要事項及び各業務担当者の選任等を決議することを目的とする。	６人	－	６人

三．事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
本部	東京都千代田区神田錦町１丁目23番	６人	－	６人	24人

四．監査法人の組織の概要

＜法人組織図（2025年2月28日現在）＞

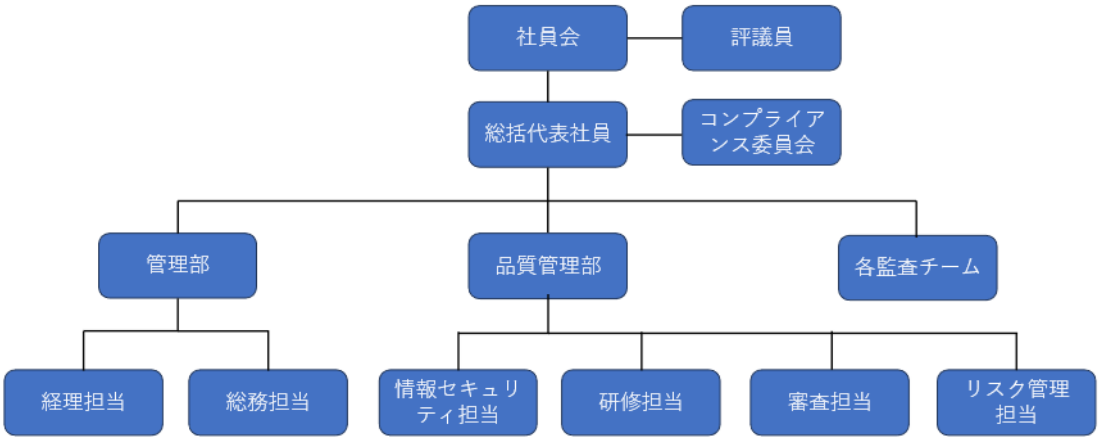

五．財産の概況

１．売上高の総額　　（単位：千円）

	第 16 期 2023 年 3 月 1 日～ 2024 年 2 月 29 日	第 17 期 2024 年 3 月 1 日～ 2025 年 2 月 28 日
売上高		
監査証明業務	350,947	325,010
非監査証明業務	—	—
合　計	350,947	325,010

２．直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人につき省略します。

３．２．に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人につき省略します。

４．供託金等の額

該当事項はありません。

５．供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当事項はありません。

六．被監査会社等（大会社等に限る）の名称

金融商品取引法・会社法監査

・株式会社テクノマセマティカル

・マミヤ・オーピー株式会社

・株式会社メディネット

・株式会社魚喜

・東部ネットワーク株式会社

・株式会社ワイヤレスゲート

・INEST 株式会社